介護サービス事業所の方々へ



被災された方々が介護サービスを利用され る際には下記の点にご留意ください。

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを 提供できます

被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したま ま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ▪氏名
- •生年月日
- ▪住所
- ·負担割合

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2.以下の方々については、令和2年1月末まで の介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを 受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、窓口で<u>利用料を受け取る</u> <u>必要はありません</u>。(被災地以外の介護サービス事業所を利用された場合も同様です。) ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1)令和元年台風第19号により災害救助法が適用された一部の市町村の介護 保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和元年台風第19号について」>「令和元年台風第19号 で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 ※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。